

一般事業主行動計画の公表について

社会福祉法人つよし会は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を公表します。

○「次世代育成支援対策推進法」

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。

社会福祉法人つよし会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年3月1日～平成34年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 平成29年3月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成30年4月～ 制度導入、職員への短時間勤務制度の周知